

男鹿市農業委員会公示第1号

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和4年2月17日

男鹿市農業委員会
会長 吉田 陽一



記

1 共有者不明農用地等の所在等
【男鹿市】

共有者不明農用地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする 権利の種類	内容	始期	存続 期間	借賃 (10a)	借賃の 相手方	方法
北浦西水口字一向田 63 番	田	275	賃貸借	水田	公告 後	10 年	9,000 円	公益社 団法人 秋田県 農業公 社	
北浦西水口字一向田 126 番	田	213							
北浦西水口字苗代沢 166 番	田	1,272							
北浦野村字打首坂下 130 番	田	398							
北浦野村字平徳 4 番	田	498							
北浦野村字平徳 5 番	田	1,846							
北浦湯本字大谷地 6 番	田	1,181							
北浦湯本字大谷地 14 番	田	1,628							
北浦野村字平徳 54 番	田	659							
北浦野村字平徳 174 番	田	2,089							
北浦野村字柏木野 193 番	田	1,126							
北浦野村字柏木野 197 番	田	3,391							
北浦野村字柏木野 203 番	田	838							
北浦湯本字大谷地 22 番	田	560							
北浦湯本字大谷地 25 番	田	2,651							
北浦野村字狐穴 114 番	田	5,974							
北浦野村字中谷地 95 番	田	798							
北浦野村字中谷地 96 番	田	161							
北浦野村字中谷地 122 番	田	1,531							

2 この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。

6 (※) 当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに行う農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

(※6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項に基づき、機構に義務づけられている農用地の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること)

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 農用地利用集積計画を添付してください。

3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

本人用

利用権設定関係

1. 各筆明細



(令和 年 月 日 公告)

整理番号	111030006	利用権の設定を受ける者 (A) (受け手)		住所	秋田市山玉四丁目1番2号 郵便番号 010-0951 電話番号 018-893-6223	氏名 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了
		利用権の設定をする者 (B) (出し手)	住所			
大字	北浦野村	地番	174	田	田	男鹿市 北浦湯本字福ノ沢68番地
面積	2,089.00 m ²	借賃 (円/10a)	9,000	借賃	円	住所
利用権の種類	賃借権	水田			18,801	氏名又は名称 権原の種類
合計	1筆 畑 その他	2,089.00 m ²	1筆			土地改良 区名 (G)
借賃の支払い方法				年借賃料 18,801 円		
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)				毎年12月10日まで貸貸人の指定口座へ振込む		
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)				貸賃借		

この計画に同意する。 令和 年 月 日

利用権の設定を受ける者 住所 (同上) 氏名又は名称 (同上) 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了 (印)

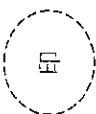
利用権の設定をする者 住所 (同上) 氏名又は名称 (自署) 氏名又は名称 (自署) (印)

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 住所 氏名又は名称 (自署) 氏名又は名称 (自署) (印)

利用権設定関係

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)



整理番号		利用権の設定を受ける者 (A) (受け手)		住所		利用権の設定をする者 (B) (出し手)		設定する利用権の内容 (D)		利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)		備考
大字	地番	登記簿	現況	面積 ㎡	利用権 の種類	利用 内容	借賃 (円/10a)	借賃 円	住所	氏名又は名称	権原の 種類	
北浦湯本	6	田	田	1,181.00	賃借権	水田	9,000	10,629				男鹿市
北浦湯本	14	田	田	1,628.00	賃借権	水田	9,000	14,652				男鹿市
北浦湯本	22	田	田	560.00	賃借権	水田	9,000	5,040				男鹿市
北浦湯本	25	田	田	2,651.00	賃借権	水田	9,000	23,859				男鹿市
北浦湯本	54	田	田	659.00	賃借権	水田	9,000	5,931				男鹿市
合計	5筆 畑 その他	6,679.00㎡		6,679.00㎡	5筆	6,679.00㎡			年借賃料 60,111円	始期 存続期間(終期)		

借賃の支払い方法 毎年12月10日まで貸賃人の指定口座へ振込む

利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(D) 貸賃借

この計画に同意する。	令和 年 月 日	住所	氏名又は名称	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齊藤 了	(印)
利用権の設定を受ける者	(同上)	住所	氏名又は名称	齊藤 了	(印)
利用権の設定をする者	(同上)	住所	氏名又は名称 (自署)		(印)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地 につき所有権その他の使用収益権を有する者		住所	氏名又は名称 (自署)		(印)

利用権設定関係

本人用

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)

整理番号		111030009		利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所		秋田市山王四丁目1番2号		氏名又は名称		公益社団法人 秋田県農業公社	
利用権の設定をする者(B) (出し手)				住所		郵便番号		010-0951		電話番号		018-893-6223	
				住所		郵便番号		男鹿市北浦野村字前野89番地		電話番号		010-0688	
利用権を設定する土地(C): 男鹿市		面積		利用権の種類		利用内容		借賃 (円/10a)		借賃 円		住所	
所在		地目		登記簿		現況		面積		利用権の種類		利用内容	
大字	北浦野村	4	田	田	田	498.00	賃借権	水田	9,000	4,482	男鹿市	土地改良区名(G)	備考
北浦野村	平徳	5	田	田	田	1,846.00	賃借権	水田	9,000	16,614	男鹿市		
北浦野村	柏木野	193	田	田	田	1,126.00	賃借権	水田	9,000	10,134	男鹿市		
北浦野村	柏木野	197	田	田	田	3,391.00	賃借権	水田	9,000	30,519	男鹿市		
北浦野村	柏木野	203	田	田	田	838.00	賃借権	水田	9,000	7,542	男鹿市		
合計	田 畑 その他	5 筆	7,699.00 m ²	5 筆	7,699.00 m ²	5 筆	7,699.00 m ²		年借賃料	69,291 円			

借賃の支払い方法
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)
毎年12月10日まで貸貸人の指定口座へ振り込む
貸賃借

この計画に同意する。	令和 年 月 日	住所	氏名又は名称	公益社団法人 秋田県農業公社
利用権の設定を受ける者	(同上)	住所	氏名又は名称	齊藤 了
利用権の設定をする者	(同上)	住所	氏名又は名称 (自署)	(印)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者		住所	氏名又は名称 (自署)	(印)

利用権設定関係

本人用

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)

整理番号	利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所		利用権の設定をする者(B) (出し手)		設定する利用権の内容(D)		住所		利用権を設定する土地の(B) 以外の権原者等(F)		備考
	登記簿	現況	面積	面積	利用権の種類	利用内容	借賃(円/10a)	借賃	年借賃料	氏名又は名称	権原の種類	土地改良区名(G)	
111030010	田	田	398.00	398.00	賃借権	水田	9,000	3,582	3,582			男鹿市	
合計	田	田	398.00	398.00					1筆 398.00㎡				
借賃の支払い方法 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E) 毎年12月10日まで貸借人の指定口座へ振り込む 貸借													

この計画に同意する。	令和 年 月 日	住所	氏名又は名称	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齊藤 了	(印)
利用権の設定を受ける者		(同上)	(同上)		
利用権の設定をする者		(同上)	(同上)		
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地 につき所有権その他の使用収益権を有する者					

利用権設定関係

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)

整理番号 111030011	利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所		氏名 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齊藤 了 坂本 誠進	氏名 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齊藤 了							
	利用権の設定をする者(B) (出し手)	面積	利用権の種別	利用内容									
北浦西水口	地番 166	登記簿 田	地目 田	現況 田	1,272.00 m ²	貸借 水田	9,000 (円/10a)	11,448 円	住所	氏名又は名称	権原の種類	土地改良区名(G)	備考
合計	田 1 筆 畑 筆 その他 筆	1,272.00 m ² m ² m ²	1,272.00 m ² m ² m ²		1,272.00 m ² 1 筆			年借賃料 11,448 円					
借賃の支払い方法													
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)													
毎年12月10日まで貸借人の指定口座へ振込む													
貸借													

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者
住所 (同上) 氏名又は名称 (同上) 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齊藤 了 (印)

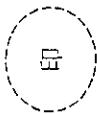
利用権の設定をする者
住所 (同上) 氏名又は名称 (自署) 氏名又は名称 (自署) (印)

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者
住所 氏名又は名称 (自署) (印)

利用権設定関係

1. 各業明細

(令和 年 月 日 公告)



整理番号		利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所		秋田市山王四丁目1番2号		氏名又は名称		公益社団法人 秋田県農業公社			
111030012				郵便番号 010-0951		電話番号 018-893-6223		は 名 長		理事長 齊藤 了			
		利用権の設定をする者(B) (出し手)		住所		男鹿市北浦西水口字櫛坂56番地		氏 名		登 藤			
				郵便番号		010-0686		氏 名		一			
利用権を設定する土地(C): 男鹿市													
大字	所在	地目		面積	利用権の種類	利用内容	借賃(円/10a)	借賃	住所	氏名又は名称	権原の種類	土地改良区名(G)	備考
		登記簿	現況										
北浦西水口	一向田	田	田	275.00	賃借権	水田	9,000	2,475				男鹿市	
北浦西水口	一向田	田	田	213.00	賃借権	水田	9,000	1,917				男鹿市	
合計	田 2 筆 畑 筆 その他 筆	488.00	488.00	2 筆	488.00	488.00	2 筆	488.00	488.00	年借賃料 4,392 円	存続期間(終期)		
借賃の支払い方法													
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)													
毎年12月10日まで貸借人の指定口座へ振込む													
賃借													

この計画に同意する。	令和 年 月 日	住所	氏名又は名称	公益社団法人 秋田県農業公社
利用権の設定を受ける者	(同上)	住所	氏名又は名称	理事長 齊藤 了
利用権の設定をする者	(同上)	住所	氏名又は名称 (自署)	(印)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地		住所	氏名又は名称 (自署)	(印)
につき所有権その他の使用収益権を有する者		住所	氏名又は名称 (自署)	(印)

利用権設定関係

1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)



整理番号		利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所		氏名又は名称		利用権を設定する土地(B) 以外の権原者等(F)		備考	
111030014		秋田市山王四丁目1番2号		秋田市山王四丁目1番2号		公益社団法人 秋田県農業公社		利用権を設定する土地(B) 以外の権原者等(F)		土地改良 区名(G)	
		郵便番号 010-0951 電話番号 018-893-6223		郵便番号 010-0951 電話番号 018-893-6223		氏名又は名称		住所		権原の 種類	
		住所 北浦野村字前野99番地14		住所 北浦野村字前野99番地14		氏名又は名称		住所		権原の 種類	
		郵便番号 010-0688 電話番号		郵便番号 010-0688 電話番号		氏名又は名称		住所		権原の 種類	
		前田 せつ子		前田 せつ子		氏名又は名称		住所		権原の 種類	
利用権を設定する土地(C)		男鹿市		設定する利用権の内容(D)		借賃		借賃		借賃	
大字	字	地番	登記簿	地目	面積	利用 種類	利用 内容	借賃 (円/10a)	借賃 円	住所	氏名又は名称
北浦野村	狐穴	114	田	田	5,974.00	貸借権	水田	9,000	53,766		
北浦野村	中谷地	95	田	田	798.00	貸借権	水田	9,000	7,182		
北浦野村	中谷地	96	田	田	161.00	貸借権	水田	9,000	1,449		
北浦野村	中谷地	122	田	田	1,531.00	貸借権	水田	9,000	13,779		
合計	田 畑 その他	4 筆 筆 筆			8,464.00		4 筆 筆 筆			年借賃料 76,176 円	氏名又は名称
借賃の支払い方法		毎12月10日まで貸借人の指定口座へ振り込む		貸借		開始 継続期間(終期)					
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(B)											

この計画に同意する。 令和 年 月 日

利用権の設定を受ける者 (同上) 住所 氏名又は名称 (同上) 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齊藤 了 (印)

利用権の設定をする者 (同上) 住所 氏名又は名称 (自署) (印)

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地
につき所有権その他の使用収益権を有する者 住所 氏名又は名称 (自署) (印)

参考様式例

法第 21 条の 3 第 1 項第 5 号に基づく異議の申出書

年 月 日

男鹿市農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 21 条の 3 第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記共有者不明農用地の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 本申出の趣旨

3 権限を証する書類（別添）（※）

(1)

(2)

※ 権限を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

（記載要領）

1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

3 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

（備考）

1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。